

## 平成26年 第9回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成26年9月29日(月)午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名  
1番 金崎 均                      2番 徳久 信義                      3番 大西 準一  
5番 森崎 英明                      6番 木浦 由子                      7番 森 清一  
8番 永友 祥一                      10番 加藤 重喜                      11番 坂本 幸  
12番 宇治橋 俊美                      13番 永友 清太                      14番 渡瀬 俊弘  
会 長 坂本 弘志
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 会期の日程 (下記のとおり)  
第3 諸報告  
第4 議案第45号 農地移動適正化あっせん事業について  
第5 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第7 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第8 議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭                      局長補佐 三笠浩三  
係 長 永友亜紀子

(開会14時00分)

[事務局]

それではただいまから平成26年第9回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いします。

[議長]

こんにちは。本日の委員13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法

律第21条3項により総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の「議事録署名委員及び会議書記の指名」を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、8番永友祥一委員、10番加藤重喜委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期の決定」については別記のとおり、本日9月29日の一日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日9月29日の一日間と決しました。事務局からお願いします。

[事務局]

おつかれさまです。ここで申請の取下げがございましたので、ご報告致します。31ページをお開きください。4番の〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さんにつきましては、取下げが本日提出されましたので議案からの削除をお願いいたします。以上です。

[議長]

それでは、議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告9月。9月1日月曜日、西都児湯管内農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同会議が14時30分より都農町役場で行われました。会長と鳥井が出席しております。3日水曜日、農業委員研修が9時から高鍋町役場第3委員会室で行われました。全委員出席となっておりますが、金崎委員・永友清太委員・渡瀬委員が欠席でございました。それと鳥井が出席しております。4日木曜日、平成26年第3回高鍋町議会定例会本会議が10時から高鍋町役場議場にて行われております。会長と鳥井が出席しております。それ徳久委員も出席しております。5日金曜日、高鍋町農業者年金受給者協議会役員会が14時から高鍋町役場第2会議室にて開催されております。会長・事務局からは鳥井・永友が出席しております。8日月曜日、平成26年第3回高鍋町議会定例会本会議です。会長・鳥井・徳久委員が出席しております。9日火曜日、農業者年金基金運営評議会が東京都で行われております。会長が出席しております。9日から10日にかけて、平成26年度九州・沖縄ブロック女性農業委員研修会が佐賀県佐賀市で行われております。木浦委員が出席しております。16日火曜日、平成26年度宮崎

県女性農業委員連絡協議会総会・研修が11時から宮崎県トラック協会にて行われております。木浦委員が出席しております。17日水曜日、平成26年第3回高鍋町議会定例会本会議が17・18・19と行われております。会長・鳥井・徳久委員が出席しております。22日月曜日、現地調査になっております。永友祥一委員・金崎委員・宇治橋委員、事務局から鳥井・永友が出席しております。同じく22日月曜日、宮崎県農業会議第404回常任議員会議が10時から宮崎県トラック協会で行われております。会長が出席しております。29日月曜日、農業委員会総会、本日です。14時から高鍋町役場第3会議室で開催されております。全委員、全職員出席です。この後、農業者年金加入推進研修が行われます。全委員・全職員が出席です。

業務計画10月になります。2日木曜日、全国農業新聞全国統一普及活動市町村巡回が14時50分から高鍋町役場第2会議室で行われます。会長・木浦委員、事務局から鳥井・永友が出席予定です。3日金曜日、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会委員研修会が10時より川南町農業環境改善センターで行われます。全委員となっておりますけれども、先ほど出席を取りました通り、何名か欠席者がいらっしゃいます。事務局からは鳥井・三笠が出席予定です。6日月曜日、平成26年度新任農業委員研修会が13時30分からJA・AZMで開催されます。永友祥一委員が出席予定です。10日金曜日、平成26年度農業者年金加入推進特別研修会が13時30分からJA・AZM別館にて行われます。会長・副会長・木浦委員、事務局からは永友係長が出席予定です。21日火曜日が現地調査になります。永友清太委員・木浦委員・徳久委員、事務局からは鳥井・永友が出席予定です。22日水曜日、宮崎県農業会議第405回常任議員会議が10時から宮崎県トラック協会で開催されます。会長が出席予定です。同じく22日水曜日、宮崎県農政水産部と農業会議常任議員との意見交換会が13時より宮崎県農政水産部会議室で行われます。会長が出席予定です。28日が次回の総会となります。14時から第3会議室にて行われます。全委員・全職員の出席予定です。諸報告につきましては以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。平成26年8月28日、農業委員会総会承認分です。

農地法5条申請、平成26年8月21日に現地調査を行っております。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○ 外2名、転用目的は駐車場で問題ありません。

譲受人 ○○○○○、譲渡人 ○○○○ 外3名、転用目的は宅地分譲で問題ありません。2件とも9月22日付けで許可となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第3条申請により賃貸借契約がなされていましたが、このたび合意解約書が提出されましたので報告いたします。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 859 m<sup>2</sup>。賃貸人 〇〇大字 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、賃借人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日は平成26年9月11日、解約成立日、土地引渡時期平成26年7月10日。以上です。

続きまして5ページをお開きください。合意解約届出についてです。農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の解約です。

1番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 632 m<sup>2</sup>。貸渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日平成26年9月19日、解約成立日平成26年9月17日、土地引渡日平成26年10月31日。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

[15番]

9日の農業者年金運営評議会の時の会議の議題ですけども、報告いたします。農業者年金基金の事務局から、「農業者年金事業の実施状況について」、「加入推進の取組状況について」、「年金者の運用状況等について」、そして「平成25年度業務実績及び評価について」の報告がありました。報告します。

[議長]

それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

議事に入ります。日程第4 議案第45号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6ページをお開きください。議案第45号「農地移動適正化あっせん事業について」。

1番 平成26年9月5日売渡の申出です。申出者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,613 m<sup>2</sup>。

2番 平成26年9月17日 売渡の申出です。申出者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,024 m<sup>2</sup>他1筆。

3番 平成26年9月19日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 4,569 m<sup>2</sup> 他1筆。以上3件の申出につきまして、あっせん委員の指名をお願い致します。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出	1番	担当委員	3番	大西 準一	委員
		順番委員	5番	森崎 英明	委員
売渡申出	2番	担当委員	10番	加藤 重喜	委員
		順番委員	6番	木浦 由子	委員
売渡申出	3番	担当委員	14番	渡瀬 俊弘	委員
		順番委員	7番	森 清一	委員

お願いします。よろしいでしょうか。それでは日程第5 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15ページをお開きください。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

1番農地の所在 大字○○字○○ ○○番地 田 853 m<sup>2</sup>他6筆。譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、譲受人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○。この件につきまして、担当の大西委員よりご説明をお願いします。

[3番]

説明いたします。○○○○さんと○○○○さんは兄弟で、○○○○さんから○○○○さんへ贈与という形で土地を渡すという事です。○○○○さんは現在宮崎市に住んでいて、田んぼや畑を作って、年が50歳代という事で今後一緒に農業をやってみたいという事で申請があがった土地です。現在、田んぼにつきましてはおちよつと荒れていますけど、1年に1回○○○○さんが耕しておられます。畑につきましては、現在は芝を作られております。これから農業をしていきたいという事で、問題はあるのかなあと考えておりますが、私達もなるべく農業をするよう督促していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[12]

現地調査を9月22日に行いました。金崎委員・永友祥一委員、事務局から局長・係長と確認してきました。今、説明がありました通り兄弟だそうでございます。現地を見ますと、畑が二ヶ所に分かれておりまして、集落地の中に一ヶ所と集落地の西側に一ヶ所、それぞれ芝が植わっております。きれいに管理されておりました。田んぼはちょっと荒れておりましたが、別に問題はないと思われまます。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願ひします。

[事務局]

21ページをご覧ください。農地法第3条申請は要項第3条第2項の各号に該当した場合には許可できない事となっておりますが、すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。畑は今、芝が植えられていますが、今後は麦を植えられるという事です。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

16ページをご覧ください。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 376㎡。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の宇治橋委員よりご説明をお願いします。

[12番]

この件は先ほど〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが合意解約された土地なんです

が、859 m<sup>2</sup>のうち 376 m<sup>2</sup>なのですが、〇〇〇〇さんは現在宮崎の方にお住まいで、実家は堀の内なのですが、田畑は堀の内周辺にございます。この土地は公民館から 100 メートルばかり入ったところなんですけど、迷惑かかるような土地ではありません。〇〇〇〇さんが買うという事でよろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[1 番]

報告いたします。22日に私、宇治橋委員と永友祥一委員と局長と係長で現地を調査してまいりました。後の5条で出てきますけれども、宇治橋委員が申されたように総合的に判断しまして問題ないと思います。高鍋でも大切な後継者ですので、頑張っていたきたいと思い、問題ないと判断しました。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

22ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は宮崎市在住ではあるんですが、実家が高鍋にあって申請地近くでトマトや水稻を栽培しておられます。隣接農地を今回転用して住宅建設を予定されていて、それに伴って買い受けるものです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか、はい3番

[3 番]

金額は？

[1 2 番]

総額〇〇円だそうです。

[議長]

他に質問はございませんか。それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,024 m<sup>2</sup>。譲渡人 〇〇〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の永友祥一委員よりご説明をお願いします。

[8番]

説明します。申請地は馬場原の住宅から北に入った農地の一画で、〇〇〇〇さんの所有地 1,024 m<sup>2</sup>の土地です。その後の4番にもありますけれどもそこと2筆になっていまして、現在は田んぼが1枚となっております。現在は水稻がきれいに耕運されています。譲受人の〇〇〇〇さんはトラクター・コンバイン・田植え機等を持っていて、現在水稻と甘藷を作付されております。経営規模拡大の為今回購入という事で、今まで耕作者の〇〇〇〇さんという方がされていたんですけど、話し合いも出来ているようで、今後耕作されるという事で問題ないと思われます。金額は〇〇円です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[1番]

報告いたします。先ほどと同日に現地調査を行いました。永友祥一委員が言われたように稲刈りも済んで、その後もきれいに耕運されていて後の件と1枚になっていました。非常にきれいにされていて、問題ないと判断いたしました。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

23ページをご覧ください。この件も農地法第3条第2項の各号すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は父母、妻と共に申請地近くで水稻を栽培しており、今後も水稻を栽培するという事です。以

上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 855 m<sup>2</sup>。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の永友祥一委員よりご説明をお願いします。

[8番]

先ほど説明した2筆分の1筆です。855 m<sup>2</sup>です。問題はないかと思えます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[1番]

先ほど申しましたとおり良く出来ていて問題ないと判断しました。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

24ページをご覧ください。こちらにつきましても、農地法第3条第2項の各号すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか、はい11番

[11番]

両方合わせて2反近くありますよね？両方で〇〇円ですか？

[8番]

上の方も〇〇、下の方も〇〇です。

[議長]

よろしいでしょうか。他にはございませんか。

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

日程第6 議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

25ページをお開きください。議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」。

1番 土地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 51㎡ 他1筆。申請人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番地、転用目的 進入路兼駐車場です。担当の坂本会長説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。〇〇〇〇さんの件ですけれど、場所は公民館の道路を挟んで北側になります。進入道路及び駐車場として使用しまして、無断転用になっています。侵入路は昭和30年くらいに〇〇〇〇さんのお父さんが住宅を建てた後、その家に侵入路として使用してきましてそのまま舗装道路として使っていました。また仕事の関係で既設のハウスでズッキーニを作っておられまして、この住宅とその隣の倉庫ですけれども、倉庫でズッキーニの選別・箱詰めをされておりまして、パートさんも二人ほど雇っておられまして、そのため車で出入りするのに場所が必要になり田の方に入り込んでしまったという事です。始末書も提出されておりまして、反省もされておりまして、寛大な措置をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願

いします。

[8番]

9月22日、3人の委員と事務局合わせて5人で現地調査いたしました。今、坂本会長から説明がありました通り、侵入路兼駐車場が今回に申請になっておりまして、車が通れるほどの道が舗装されていて、奥の方に駐車場も舗装されておりました。何ら問題はないかと思われまます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

何点か重複する部分がございますけれども、説明いたします。申請地は、住宅が連単する区域に近接した10ha未満の区域にある農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的は進入路兼駐車場であり、第2種農地であるため転用は許可対象となります。

雨水については、隣接する水路また自己所有の田に流れ込むように計画されております。

事業費は土地造成費として〇〇円ということでありまます。この事業につきましては、昭和35年頃にはすでに進入路兼駐車場として水田を埋め立て、その後舗装をして現在に至っているという事であり、始末書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか  
それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めまます。起立全員と認めまます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

すみません、訂正をお願いします。先ほど土地造成費に〇〇円と申しましたけれども、こちら288㎡の誤りで、昭和35年には造成されたという事で現在のところは不明だということです。すみません、訂正をお願いいたします。

[議長]

次に日程第7 議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題としまます。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

30ページをお開きください。議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」。

1番 土地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積 360 m<sup>2</sup> 他1筆。権利 使用貸借になります。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的 一般個人住宅であります。それでは担当の坂本会長ご説明をお願いします。

[15番]

ご説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇君は親子でございます。〇〇〇〇君は今仕事は〇〇〇〇の職員をしています。この度、〇〇〇〇君は家を建てることになりまして、今住んでいるアパートは子供4人と夫婦合わせて6人で住んでいまして、狭くなったという事で住宅を探していましたら、〇〇〇〇さんの住宅の北側に建てることになりまして、そこに家を建てるという事です。この土地は東側は休耕しておりまして、南側は宅地、西側は道路、北側は宅地となっております。畑の休耕田の方にはブロック塀を作って土砂の流出がないようにするという事です。生活排水は合併浄化槽を使って西側の排水路に流すという事です。またこの土地は小丸川土地改良区の意見書も付いていて問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[8番]

報告します。9月22日、3人の委員と2名の事務局合わせて5名で現地調査を行いました。〇〇〇〇さんの家の東側の宅地に侵入路が出来ておりまして、申請地は今、休耕田になっております。北側、南側、東側の一部に家が建っております、問題はないかと思われれます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、住宅が連単する区域に近接した10ha未満の区域にある農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的は農業後継者住宅、いわゆる一般個人住宅でございます。申請地は第2種農地であるため転用許可対象となります。現在住んでいるアパートに子供が4人と狭くなり、適当な物件を探されておりましたが見つからなかったため、今回この土地を見つけ、申請に至っております。

残地が発生いたしますが、緩やかな傾斜に土を盛り耕作の支障にならないよう対策を講じる計画となっております。また、土砂の流出を防ぐためブロック塀工事を行い、被害の及ばないようにする計画となっております。生活排水については合併浄化槽を経て、雨水についても西側水路に放流する計画となっております。

事業費は〇〇円となっております、金融機関の借入申込受付証明願兼証明書が添付されており、事業費的には問題ありません。また小丸川土地改良区の意見書も差し支えないと添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか  
それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして2番です。大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 469 m<sup>2</sup>他1筆。所有権移転でございます。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的 一般個人住宅となっております。それでは担当の宇治橋委員ご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。先ほど3条で出ました土地の半分の土地なんですけれども、〇〇〇〇さんは実家は堀ノ内ですが、将来を考えた場合、高台に家を建てた方がいいだろうという事でこの土地を譲り受ける事になりました。価格は〇〇となっております。合併浄化槽等を付け既存の排水路へ流すという事で別に問題はないかと思っております。よろしくをお願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願い

いします。

[1番]

報告いたします。22日の日に5名で現地調査をいたしました。先ほども申しましたように、将来的な事も考えられて建てられるそうです。西側に茶園がありますけれど段があります。ブロック塀をされてきれいにされるそうです。排水も横にありましたし、別に問題はないと判断しました。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが、近隣に3戸以上の住宅が存在することから特例事項により、住宅への転用許可対象となります。

転用目的は一般個人住宅となっております。申請者は、現在宮崎市内に住んでおり、農場近くに住宅を建て作物管理を行うそうです。農場近くには実家がありますが、海に近く、津波などの自然災害が発生した際の影響を受ける可能性があるため、影響の少ない申請地を選択されております。汚水及び雑排水については合併浄化槽により公設の側溝へと排水し、雨水については公設の側溝へと排水されるよう造成時に配慮する計画となっております。屋根からの雨水についても公設の側溝へ排水するという事であります。

事業費は〇〇円で内土地代が〇〇円となっております。なお、金融期間の融資見込証明願、通帳の写しが添付されており、事業費的には問題ありません。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか  
それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして3番です。土地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 500 m<sup>2</sup>。所有権移転となっております。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的 一般個人住

宅です。担当の坂本幸委員ご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。申請人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの娘婿で親子関係です。土地は贈与を受けるとの事でした。場所は43～45ページをご覧ください。県道高鍋杉安線牛牧のやまばと保育園下の十字路を北へ600メートルくらい行った所の東側の畑です。現地の状況は後ほど現地調査で報告があると思いますので省きます。境界にはブロック塀を設け、近隣に被害がおよばないようにし、汚水は合併浄化槽を設置し、近くに排水路が無い場合住宅敷地内に浸透枡を設置するとの事です。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[8番]

説明します。9月22日に5名で現地調査を行いました。今、説明がありました通り、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの娘婿で、〇〇〇〇さんのすぐ横の土地です。面積が500㎡、現在はきれいに耕運されておりました。東側に住宅、北側に道路、南・西側は〇〇〇〇さんの畑です。問題はないかと思われまます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが、近隣に3戸以上の住宅が存在することから特例事項により住宅への転用許可対象となります。

転用目的は一般個人住宅です。転用面積は500㎡となっております。選定理由は高鍋町内へ住宅を建築したく、売り地や住宅分譲地等を探して見て回り検討しましたが、利便性・資金面から適地が無く、最終的に申請地が適地であると判断されたという事でございます。土地境界にはブロック塀を設置し、近隣の作物等その他に被害をおよぼさないよう留意し、汚水は合併浄化槽を設置し、近隣に排水路がないため、住宅敷地内に浸透枡を設置し、そこに排水する計画となっております。

事業費は建築一式〇〇円、造成費その他〇〇円となっており、金融機関の融

資内定通知が添付されており事業費的には問題ありません。また、一ツ瀬川土地改良区の意見書も差し支えないと添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか  
それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

先ほど申しましたとおり4番につきましては、取下げが出ておりますので、5番にいきます。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 532 m<sup>2</sup> 他3筆。所有権移転になります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。転用目的が太陽光発電施設となっております。それでは担当の大西委員ご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は舞鶴団地の東側にある田んぼであります。この土地は何年も前から放置されて荒れているような状態です。この土地に太陽光発電を作ろうという事で〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんに売られたそうです。土地代につきましては〇〇円という事です。雨水につきましては、田んぼになりますので普通に水路へ放すという事で、敷地内はフェンスで囲んで外部との出入りを遮断するという事です。問題になっているのは、今から太陽光をして間に合うのかなという考え方が私にはありますので、計画通りやられれば荒地が無くなるのかなと思っております。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[12番]

今、説明がありました通り、葦崎の信号から舞鶴団地の間くらいの所です。ここは長く休耕田となっていて荒れております。葦がいっぱい生えてて、すぐには田んぼにならないような感じがいたしました。周りも宅地で別に問題はないと思います。水路もあり、水の方も心配ないと思います。よろしくお願ひし

ます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

だいぶ重複する部分がありますけれども説明させていただきます。

申請地は都市計画用途区域、第一種住居区域・第一種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電施設であります。

申請地は、現在休耕状態で荒地になっており、土地を有効利用するために、今回太陽光発電施設を計画したものであります。

雨水については、既設排水路に放流し、敷地内はフェンスで囲み、外部との出入りを遮断する計画となっております。

事業費は工事一式〇〇円、土地代〇〇円となっており、通帳の写し、金融期間の融資証明願が添付されており、事業費的には問題ないと思います。また、小丸川土地改良区の差し支えないという意見書も提出されているところであります。経済産業省の設備認定通知も添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第8 議案第49号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

55ページをお開きください。議案第49号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」です。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 632㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係で、この田んぼは次の2番でも出てきますし、後の利用権貸借でも出てきます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのお祖父さんは同一人物であります。お祖父さんの頃から作っておられて、この度、集積計画を申請するにあたって、〇〇〇〇さんの息子さんの〇〇〇〇君、彼が申請する代になって、そのまま手続きをしていない事が分かってこの度申請されるものです。この田んぼは〇〇〇〇さんのお父さんの代から〇〇〇〇さんが水田を耕作されているそうです。2番との土地の交換ですので、別に問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 254 m<sup>2</sup> 他2筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。今、申しましたように、この土地は〇〇〇〇さんがずっと作っておられます。田んぼの方は以前、土地改良があった時に土管をこの土地に掘ったそうで、今は作っておられないそうです。畑の方には〇〇〇〇さんが以前からお茶を作っておられて現在も作っておられます。問題はないと思います。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

56ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 4,296 m<sup>2</sup> 他1筆。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。前回8月の総会で不備で取下げになっていた案件です。東小並の埋却地の畑です。あっせんにより〇〇〇〇から〇〇〇〇への所有権移転です。8,337 m<sup>2</sup>で総額〇〇円で契約ができております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

57ページをお開きください。利用権設定です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 田 254 m<sup>2</sup> 他2筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の金崎委員よりご説明をお願いします。

[1番]

説明いたします。先ほど議案にありましたとおり、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんと交換された土地です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係であります。〇〇〇〇さんは80歳になられて、息子の〇〇〇〇君が経営は移譲しております。お父さんの年金受給の関係で使用権貸借を申請されたものです。別に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これをもちまして、平成26年第9回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時10分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 8 番

署名委員 10 番